期高齢 成24年度の 5 な 市 税等に お、 軽自 者医 %に引き下げます。 平成24年度から都 動 一療保険料などがあ 主な市税等に は 車 税 個 玉 (住民税) 民健康保険税、 つ l, 市 計 7 4) 古 定資 ま 画税の税率を0. お知らせします。 らす。 產 介護保険料、 ここでは 税 都 市 25 計 % 平 後 画

## 主な改正点 ൱

養控除が廃止されます。

個

人住民税

16 歳未満

0

扶

固定資産税・

·都市計

画

未満の・ 算控除額 と変わらず45万円です。 ・これまで同居特別障害者 (12万円)が廃止され、 **シ額が45万円から33万円になり** かる扶養控除の上乗せ部分 -齢16歳以上19歳未満の なお、 人の扶養控除額は、 (23万円)は扶養控除の 年齢19歳以上23歳 扶養控除 人に 0 加 前

ます。 障害者控除 これ により、 額が53万円になり 同居特別障害者

落しても課税標準額額は上昇 平 ŋ 前年度据置特例が適用されてお て、 る仕組み(負担調整措置)にお 激に上昇しても緩やかに是正す が 26年度は廃止になります その この住宅用地では、 上100%未満に適用され、 成24年度、 ましたが、 見直されました。 |地に係る住宅用地 100 従来は、 %未満の住宅用地に ため、 24年度の税制改正に伴 負担水準 負担水準が90 平成25年度は90 今回の改正により 評価 評価額が デが 80 % 据置特例 脳額が急 つい % 平 下 未 成 % 7 以 11

Và

## 負担調整措置の仕組み(平成24年度~平成26年度)

### 住宅用地の場合

ります (30万円) 扶養控除が廃止されたことに伴 少扶養親族(16歳未満)に対する 額に加算されていましたが、

年

别

障害者の障害者控除

加算されることにな

負担水準を基に下図に応じて課税標準額を算出します。

前年度課税標準額 負担水準= 新年度評価額×住宅用地特例率(※1)

固定資産税:小規模住宅は1/6、一般住宅は1/3 都市計画税:小規模住宅は1/3、一般住宅は2/3

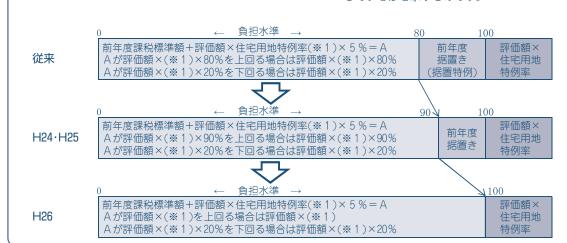
## 【用語説明】

### ○課税標準額とは

税額を求めるためのもととなる額です。この 額に税率を掛けて税額を求めます。

### ◎負担水準とは

課税標準額が評価額に対してどの程度まで達 しているかを示すものです。



となっています。

◎固定資産税・都市計画税

額が50万円以下の法人は123%

円以下で課税標準となる法人税

ただし、資本金等の額が1億

# 市税等のあらま

## ◎個人住民税

の市町村で、県民税とあわせ 人市民税の て1年分が課税されます。 その年の1月1日にお住 10%減税は、 平成 ま 個

税の均等割 たので、市

は3,00 を見送りま 24年度の実施 割額の税率 円」に、所 6%」に戻

りは	得 0 額	良民した
	均等割額	所得割額
区分	一律	一律
市民税	3,000円	6 %
県民税	1,000円	4 %
合 計	4,000円	10%

課税の対象と 税 目 税 率 なる資産 土地·家屋·償 1.4% 固定資産税 却資産 市街化区域内 都市計画科 02%

# 軽自動車税

税されます。 等を所有(使用)している人に課 その年の4月1日に に軽自動 車

ださい。 ますので、 出をしないとそのまま課税され 等で所有しなくなっても、 転出または譲渡、 必ず届け出をしてく 廃棄、 届け 盗

ます。

◎法人市民税

資本金等の額と従業員数

0)

規

区分です。 0円から7,200円までの15 税額は車種別に、 年1,00

課税

# …65歳以上の人) ◎介護保険料(第1号被保険者

が申告納付となります。

法人税割額の税率は14

7

%

じた法人税割額をあわせた税額 標準となる法人税額に税率を乗 から30万円の9区分)と、 模に応じた均等割額(年5万円

額となります。 より9段階の係数を乗じて得た 8,500円に、 介護保険料は、 所得の状況に 基準額の4

税の申告を行ってください。 負担額が変わります。 所得がない場合でも、 市県民

所得の状況により保険料等

0)

# ○国民健康保険税

医療給付費に使われる「医

療

て課税されます。

対して税目別に計算し、

あわせ

屋等の資産を所有している人に

その年の1月1日に土地・家

الربي المرابط	の土地・家屋				0.270			
※課税資産の内訳は、納税通知書とあわせて送付される課税明細書でご確認								
ください。								
説明	]	れま	する			支	分と	
		す。	「介護	満の	保険	援分」、	後	
			0	2 号	$\mathcal{O}$	そして	期高齢	
			計額が	保険者	、40歳	国民健	者を支	
1世帯当たりて 算	·=====================================		課税さ	が負担	以 上 65	康保険	援する	
	※課税資産の わせざい。 説 平のに応保でする ではない。 説 平のは23年(前のでは、他のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	※課税資産の内語 がでは、 ・ 一 では、 ・ で	※課税資産の内訳は、 や世で送付される課が をださい。  ジャングでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	の土地・割がまででは、 ※課税資産の内訳は、総明の主は、総明では、は、総明ではできない。 ※課税では、のの主は、総明では、のの主は、総明では、ののでは、ののでは、ののののののでは、ののののののののののののののののの	の土は、納明 かまでは、 (本) では、 (本) に、 (本)	の土地・家屋 知知: 家屋 通知で の 表別 で	**課税資産の内記課税 する「介護分」の合計額が課税 で が で で で で で で で で で で で で で で で で で	

## 以上の人) ◎後期高齢者医療保険料(75

歳

得割額( 計額で、 の状況により負担額が変わりま 等割額(4万1,860円)と所 被保険者および世帯主の所得 後期高齢者医療保険料は、 (所得割率8.25%)の 限度額は55万円です。 合 均

## 口座振替を 利用ください

納 めに行く手間と時間 が

区 分 医療分 支援分 介護分 所得割 6.2% 1.8% 1.0% 税 資産割 30.5% 8.000円 5,000円 8,000円 均等割 1世帯当たりで計 平等割 15.000円

## ●郵送での申込み方法 だち野農業協同組合・ゆうちょ 大光銀行・埼玉縣信用金庫・あ 三井住友信託銀行・東和銀行 埼玉りそな銀行・武蔵野銀行 行・三井住友銀行・りそな銀行・

## さい。 要で郵送できます。 知書等に同封してあり、 税務課納税担当へ郵送してくだ 記入・金融機関届出印を押印し、 口座振替依頼書に必要事項を 口座振替依頼書は納税通 切手不

お願いします。 接ゆうちょ銀行窓口で手続きを 出の代行ができませんので、 ※ゆうちょ銀行は市役所から提 刷もできます 直

すれば毎年継続します。 お申し込みは簡単で、一度登録 め忘れもなく安心です。

## ●受付窓口 取扱金融機関窓口

行を除く取扱金融機関へ提出を 税務課納税担当(ゆうちょ

銀

●手続きに必要なも

代行します)

通知書等。 通帳・金融機関届出印 納税

機関窓口・税務課納税担当窓口 にあります。 口座振替依頼書は、 市内金融

みずほ銀行・三菱東京UFJ銀

●取扱金融機関

また、市ホームページから

印

◎市・県民税

1期

2期

3期 4期

別

1期

2期

3期

4期

◎軽自動車税

期 別

全期

前 納 1~4期分

○固定資産税・都市計画税

前 納

1~4期分

市・県民税と固定資産税・都市計画税は、

前納とはその年度の第1期の振替日に1~4期分を全額振替 することです。なお、残高不足等で振替できなかった場合は 1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

> 納付期限(振替日) 5月31日(木)

期 別

平成24年度納付期限(振替日)一覧

※いずれの税・料も普通徴収を対象としたものです。

納付期限(振替日)

平成25年1月31日(木)

納付期限(振替日)

平成25年2月28日(木)

7月2日(月)

8月31日(金)

10月31日(水)

5月31日(木)

7月31日(火)

12月25日(火)

# 便利な納付方法

きます。インターネットに接続

融機関、 その他にも次のような便利な納 付方法があります。 スストアで利用できます。また、 北本市の市税等納付書は、 郵便局、 コンビニエン 金

# ◎ Pay-easy(ペイジー)

ターネットバンキング、モバイ ある納付書が必要です。イン ができます。ペイジーマークの ルバンキングは事前に契約が必 イルバンキングを利用して納付 ンターネットバンキング、モバ ATM(ペイジー対応型)、

# ◎クレジットカード

してクレジットカード納付がで 「Yahoo! 公金支払い」を利用

> UC · American Express · Master Card · VISA · JCB · は、以下のロゴがあるものです。 書は利用できません。 円以上の納付書、延滞金の納付 できるパソコンや携帯電話から イジーマークのある納付書が必要 入力して納付します。その際、ペ し、クレジットカード情報等を 「Yahoo! 公金支払い」へアクセス 利用できるクレジットカード 納期限が過ぎた場合と、100万 決済手数料がかかります。 納付額が1万円を超える場

◎モバイルレジ  $CARD \cdot TS^3$  ダイナース・YAHOO!・SAISON

納付書のバーコードを撮影・読 モバイルレジは、携帯アプリで

> アプリのダウンロードと、対応 続して納付する方法です。携帯 取し、モバイルバンキングに接 収証は発行されません。 モバイルレジを利用の場合、 ※ペイジー・クレジットカード・ える納付書は利用できません。 グ契約が必要です。 金融機関でのモバイルバンキン ホームページをご参照ください 携帯電話 https://bc-pay.jp/ パソコン http://bc-pay.jp/pc. 対応の携帯電話や金融機関は 30万円を超

# 市税等は納付期限内に

納めましょう

領

目とも納付期限は各月の月末で 限は、左表のとおりです。 が、 平成24年度の市税等の納付期 12月は条例の規定により

これらの日が土・日曜日、 算されます。必ず納期限内に納 納付期限となります。 にあたるときは、直後の平日が 25日となっています。 ぎて納付する場合、 また、市税等は、

# 市税等の減免制度

付しましょう。

すので、各担当にお問い合わせ が必要になります。 7日前までに減免申請書の提出 ください。※なお、各納期限の 税の申告を行ってください。 市税等には減免制度がありま 所得がない場合でも、 市県民

## 各税

納付期限(振替日) 期 別 1期 7月31日(火) 2期 8月31日(金) 10月1日(月) 3期 4期 10月31日(水) 5期 11月30日(金) 平成25年1月31日(木) 6期 7期 2月28日(木) 4月1日(月) 8期

◎国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

税 務課

問合せ

康保険担当(直通94 - 554 **後期高齢者医療保険料**]国民健 担当(直通54 - 5520) 当(直通594 594 ·保険年金課【国民健康保険税 **- 5518)、固定資産税担** 5 5 4 2 後期高齢者医療担当(直 市 5 5 1 9), 民税担当(直 通 通

担当(直通594 トカード・モバイルレジ】出納 会計課【ペイジー・クレジッ 5 5 5 8

担当(直通594 - 5540

高齢介護課【介護保険料】介護

ただし、

祝日

、延滞金が加、納期限を過